

沖縄県知事選特集①

米軍基地建設と安全保障政策

「抑止力」論 疑ってみよう

ジャーナリスト 屋良朝博

「守護神」になり得ない沖縄米軍

沖縄・辺野古での米軍基地建設を最大の争点とした県知事選挙が11月16日に投票される。かつては「銃剣とブルドーザー」でつくられた沖縄米軍基地。県民による島ぐるみの反対の一方で、政府は国家権力を総動員し、基地建設を強行している。安倍政権が集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、米国の戦争へ加担する体制づくりを進めるなか、同選挙は日本の平和主義の行方を左右する重要な分岐点となる。沖縄在日米軍基地問題について、2人の識者に寄稿してもらった。10月25日付はジャーナリストの屋良朝博氏。

中国が尖閣を狙っている。北朝鮮が核ミサイルを向けている。そうした軍事的な暴走を思い止まらせるため、沖縄に米軍が駐留している。それが「抑止力」であり、日本にとって死活的な安全保障である。そんな政府の説明を疑ってみる。

米国は領土問題に立ち入らない

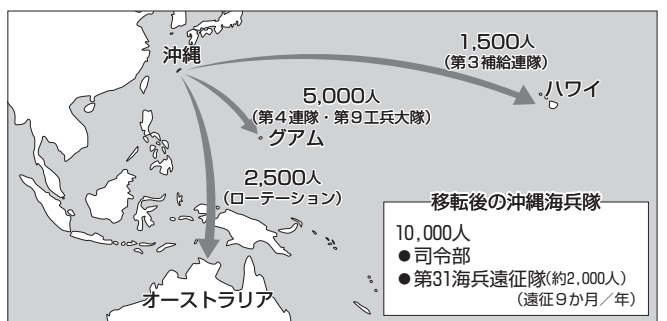
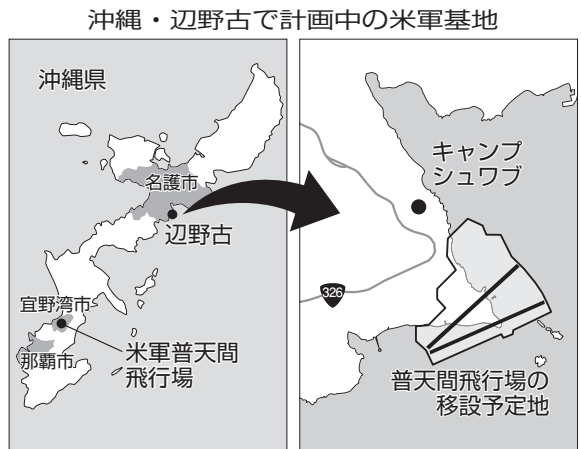
今日、安倍首相が連発する「抑止力」とはいったい何だろうか。日本にとっていま最大の関心事が尖閣諸島をめぐる中国とのつばぜり合いだろう。そこに対して抑止はおよぶだろうか。安倍首相は、中国をけん制するために日米同盟を強化し、抑止力を高める必要があるというロジックを使う。米軍も尖閣防衛の戦列に加えた上で

中国が全面戦争に拡大し、人類は核攻撃にさらされるかもしれない、という恐怖からの解放を目指す。圧倒的な核兵力を保持することで、敵対する国に核兵器の使用を含めた軍事行動をきらめさせる。核を持たない国は米国の抑止力、いわゆる「核の傘」に頼る。まさに威嚇の均衡だった。



やら・ともひろ

国立フィリピン大学経済学部卒。沖縄タイムス社論説委員、社会部長を経てフリーランス。著書は『砂上の同盟、米軍再編が明かすウソ』、『誤解だらけの沖縄・米軍基地』など。



ピントずれた 在沖基地の「能力」

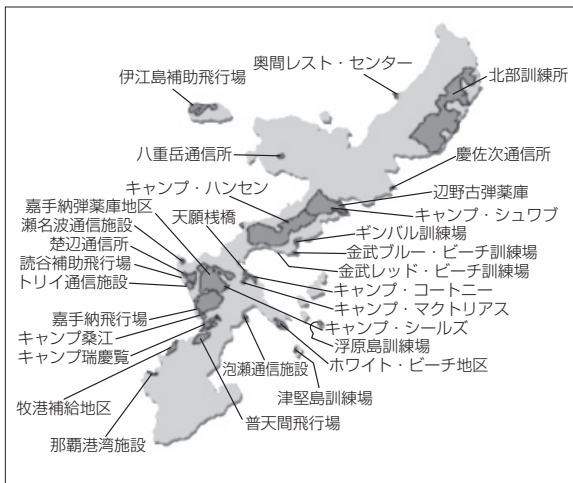
大臣がワシントン詣でし、尖閣は安保条約の適用対象ですとね、と執拗に念押しする。米政府は、施政権がおよぶ地域に日米安保は適用されま

次は「能力」。日本人にとって沖縄米軍は守護神のイメージかもしれないが、果たしてそうだろうか。朝鮮半島が有事となれば、アメリカ軍はおよそ60万人を増派するといわれている。陸軍2個軍団、海軍5個空母艦隊、空軍32飛行隊、海兵隊2個遠征軍のラインアップになる。米軍は大きな戦争ではそのようなオーダ

に立ち入らない。米高官は「日中が岩をめぐり衝突が起きるなんて、馬鹿げた考えだ」と見ている。すると日本政府代表がワシントンへ飛び、尖閣も安保適用ですよ、と何度も念押しする。まるで薬物にすぎない依存症のようだ。そんな状態で抑止の絶対要件のひとつ、「意志」の確認はあるのか。

しかし経済や安保協力を含む米中関係は近年急速に進展している。そして米国は他国の領土問題に立ち入らない。米高官は「日中が岩をめぐり衝突が起きるなんて、馬鹿げた考えだ」と見ている。すると日本政府代表がワシントンへ飛び、尖閣も安保適用ですよ、と何度も念押しする。まるで薬物にすぎない依存症のようだ。そんな状態で抑止の絶対要件のひとつ、「意志」の確認はあるのか。

沖縄の米軍基地。海兵隊の占有率は7割超



海兵隊の抑止力 政府主張に疑問 2個遠征軍というのは、1個遠征軍が約4万5000人の基準兵力なので計約9万人になる。湾岸戦争でも9万3000人を3、4カ月かけてすべて空輸してサウジアラビアの前線基地に配備した。 そうした米軍の有事のずば抜けた対応力が「抑止」の効果を生む。一朝有事になれば米本国から米軍が太平洋を越えて襲来する。約1万ほっきり

休業保障 受付期間12月31日まで

- ①最長730日の長期保障!
- ②掛け金が満期まで変わりません!
- ③掛け捨てではありません!
- ④自宅療養、代診をおいても給付!
- ⑤傷病給付金は非課税!
- ⑥所得補償保険との重複受給OK!

【加入日】 2015年4月1日
【加入申込資格】
①加入日現在健康で1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16日時間以上で業務に従事している。
②59歳(昭和30年10月2日以降生まれ)までの保険医協会会員で、約款に同意できる保険医。
※加入(増口)申込みできる方は、上の要件を全て満たす方です。

□給付内容 (1口につき)

給付金の種類	受給資格	給付内容・日数など
傷病休業給付金 入院給付金	【疾病】2015年7月1日以降に発病した病気を原因に休業したとき、【傷害】2015年4月1日以降の傷害を原因に休業したとき	疾病も傷害も6日以上連続して休業した場合、6日目から1日につき自宅6,000円、入院2,000円を加算【通算給付日数500日まで】
長期療養給付金	傷病給付金の限度日数(500日)を超えて、引き続き連続して休業したとき	1日につき自宅3,000円、入院6,000円【連続1回限り230日限度】
弔慰給付金	傷病により死亡したとき	500,000円 (+ 脱退給付金)
高度障害給付金	傷病により高度障害状態になったとき	500,000円 (+ 脱退給付金)
脱退給付金	加入3年以上経過した後、脱退したとき	別に定める脱退給付金表により給付金額を確定

※資料請求・お問合せは、協会共済部(☎06-6568-7731)まで。